

令和2年(2020年)4月17日

保護者様

京田辺市教育委員会  
教育長 山岡 弘高

### 緊急事態宣言を受けての対応について

平素は、本市教育行政並びに学校（園）教育活動の推進に格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨日、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、京都府はそのなかで感染拡大の防止策を重点的に行う必要がある「特定警戒都道府県」に位置付けられました。

現在、留守家庭児童会および小学校預かり教室、幼稚園預かり保育ではお子様を受入れているところですが、こうした状況を踏まえ、本市においても一層の感染拡大を防止するため、保護者の皆様におかれましては、以下のことについてご理解とご協力をお願いします。

#### 記

- 1 臨時休業および緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、下記の保護者が特定の職種及び特別な事情がある場合以外、できる限りご家庭での保育をお願いします。
  - ・保護者が医療従事者である場合
  - ・保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
  - ・ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な場合
  - ・障がいがあり一人で過ごすことが難しい場合など
- 2 お子様の健康管理には十分注意いただき、お子様やご家族の方で発熱の症状が見られる場合には、登校等を控えていただくような対応をお願いします。
- 3 留守家庭児童会および小学校預かり教室、幼稚園預かり保育で児童・園児・教職員の感染が確認された場合は、該当留守家庭児童会等を保健所の指導等を踏まえた適切な期間、臨時休業等とします。